

# 安全の手引き

2023年4月

在瀋陽日本国総領事館

在大連領事事務所

# 目次

## I はじめに

## II 防犯の基本的な心構え

1. 自分と家族の安全は自分で守る
2. 予防が最良の危機管理
3. 万全な準備をする
4. 安全の為の三原則
5. 中国文化、歴史への理解
6. 住居での安全確保
7. 情報収集の重要性
8. 「在留届」の提出(3か月以上滞在する方は提出して下さい)《重要》
9. 精神衛生と健康管理に留意《重要》

### 大連滞在中の注意事項

1. 治安状況一般
2. 在留邦人の犯罪被害の傾向及び被害事例
3. 基本的な法律知識

### 防犯のための具体的注意事項

1. 住居・ホテル
2. 屋外
3. 立ち入り禁止区域について
4. 外国人が注意すべき活動
5. 交通事故対策

## III 緊急事態への対応《重要》

1. 緊急事態に対する日頃からの備え
2. 緊急事態が発生した場合の対応
3. 緊急連絡先

# I はじめに

大連市は、戦前より日本と歴史的、経済的につながりが深い土地柄で日系企業も多数進出し、大連を訪れる日本人観光客・出張者などの短期滞在者は、コロナ禍による入国制限以前は年間延べ約33万人(中国側統計)、令和4年10月1日現在での在留邦人数は3,062人(外務省統計)です。主なホテルやレストラン等では日本語が通じる場所も多くあり、日本人にとっては住みやすい都市と言えるでしょう。

中国全体の治安状況は全体的には比較的安定していますが、窃盗、傷害等の各種犯罪は日常的に発生しているほか、外国人であることを狙った詐欺やぼったくり等もあります。更に、大規模事故や自然災害等の緊急事態はいつ発生してもおかしくありません。大連市も例外ではありませんので、日頃から安全対策に注意を払うとともに、緊急事態への備えを意識することが重要です。

当事務所では、大連市在住の在留邦人やビジネス・留学等で大連に長期滞在予定の方々、旅行や出張等で大連を訪れる皆様の安全対策のご参考として、「安全の手引き(大連)」を作成しましたので、ご活用頂ければ幸いです。

## II 防犯の基本的な心構え

大連に滞在中の日本人が大連で事件・事故にあった場合、先ず責任をもって対応するのは中国側の関係当局であり、捜査も含め中国の主権の下に処理されます。

この場合、在外公館である当事務所としては、邦人保護の観点から出来る限りの支援を行いますが、日本の主権が直接及ばない外国の地ですから自ずとできることに限りがあります。

したがって事件・事故を未然に防止し、また、実際に発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために、日頃から次のことを心がけましょう。

### 1. 自分と家族の安全は自分で守る

大連市の治安が如何に他の都市と比較して良好であるとしても、ここが日本とは事情が異なる外国であることを認識し、**自分と家族の安全は自分達自身で守るという強い心構えが極めて大切です。**特に日本国内と同じレベルで事件・事故の処理や対応が当然得られるという錯覚に陥っていると、何らかのトラブルに巻き込まれたときに適切な対応が出来ません。

### 2. 予防が最良の危機管理

事件・事故などに巻き込まれてからでは手遅れです。予防こそが最高かつ最重要の危機管理であることを心に銘じ、予防のためにできること、必要な努力(及び経費)は惜しまないことが必要でしょう。

### 3. 万全な準備をする(海外旅行(赴任)保険に加入する)

中国での生活において、思わぬ事故に遭遇する可能性が決してないとは言えません。もし事故に巻き込まれ医療機関にかかった場合、高額な治療費が請求されるケースも珍しくありません。また、日本への緊急移送が必要な場合には、数百万円から数千万円の費用が必要になります。不測の事態が発生した場合に備え、海外旅行保険や海外赴任保険に加入することをお勧めします。なお、クレジットカードには海外旅行保険特約のついたものがありますが、保険適用期間、疾病、事故等の原因による適用基準サービス等の範囲はカードにより様々ですので、保険内容を事前に十分確認しておく必要があります。

#### 4. 安全の為の三原則

**海外における安全の為の基本原則とは「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」の3つといわれています。**

日本での行動形態、生活様式をそのまま持ち込んで、本人の意に反して自らを危険に晒すことになる場合もあります。

##### 【目立たない】

必要以上に華美な服装・装飾品をつけたり、目立つ行動をとったり、公共の場では日本語で大騒ぎすることは控えるようにしましょう。

##### 【行動を予知されない】

行動のパターン化(通勤、通学、買物、娯楽、外食の際の移動のルートや時間などの固定化)を避けるよう心掛ける。

##### 【用心を怠らない】

現地の治安状況は急に変化することもありますので、家族全員、会社全体で気持ちを引き締め、常に用心を怠らない。

#### 5. 中国文化、歴史への理解

中国では、尖閣諸島を巡る問題などの日中関係や歴史問題等、対日感情を巡って注意が必要です。日本と中国では社会体制が異なり、生活、文化、習慣も異なるということを念頭に置き、相互理解に努めていくことが重要です。

また、一般的に、中国人は日本人の言動に敏感なところがあるため、節度ある言動が望まれます。特に、日本語の罵り言葉は比較的広く浸透しており、思わぬトラブルになることがあります。

さらに、過去の歴史にかかわる以下のような「記念日」においては、日本関連の行事開催には慎重な検討が望まれます。

5月4日(1919年)五・四運動(反帝国主義、反封建主義運動)

6月5日(1941年)重慶爆撃

7月7日(1937年)盧溝橋事件

8月15日(1945年)終戦記念日

9月3日(1945年)「抗日戦争勝利記念日」

9月18日(1931年)柳条湖事件(満州事変)

12月13日(1937年)南京入城(「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」)

#### 6. 住居での安全確保

住居は生活の基盤であり、住居の安全を確保することは安全対策の中でも最優先事項です。大連では、住宅事情の変化も著しく、選択肢が増えていますが、住宅を選ぶ際には、住まいの管理体制、警備状況、付近の環境をよくチェックすることが重要です。

\* 旅行者の方はまず、安全なホテルを選ぶことです。安全性の高いホテルは当然のことながら経費も高くなります。安全を優先せず、安く済ませることが結果的に犯罪に巻き込まれ、却って高くつくことになる場合があります。

#### 7. 情報収集の重要性

安全の為の情報収集は、海外生活では欠かすことのできないトラブル防止策です。日頃から、

新聞、テレビ、SNSのニュースには注意を払うとともに、治安情勢、対日感情などに関する様々な情報が得られるような人間関係の構築やネットワーク作りを心掛けることが必要です。今、大連ではどのような事が起き、どのような事に注意しなければならないのか、常に関心を寄せることが大切です。

## 8. 「在留届」の提出(3か月以上滞在する方は必ず提出して下さい)

海外に3か月以上滞在する方は、当事務所に必ず在留届を提出してください(旅券法第16条で在留届の提出が義務付けられています)。事件・事故・災害が発生した場合、日本国大使館・総領事館・領事事務所は在留届をもとにみなさまの安否確認や各種援護活動を行います。

なお、3か月未満の海外渡航を予定されている方については「たびレジ」の登録をお願いいたします。渡航先の最新安全情報や、緊急時の通報等を領事事務所からの連絡である「領事メール」で受け取るためには、在留届や「たびレジ」で正しくメールアドレスを登録することが必要です。

住所、電話番号、メールアドレスに変更が生じた場合や日本に帰国する場合には「変更届」・「帰国・転出届」をオンラインで変更を行うか、当事務所までご提出ください。

○インターネットでの提出 **オンライン在留届**(ORR ネット)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

○FAX・郵送での提出(当事務所HP在留届をご覧ください)

[https://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/zairyu.html](https://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html)

○「たびレジ」の登録

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## 9. 精神衛生と健康管理に留意

生活環境や習慣の変化に対応し、長期間緊張を持続させることは容易ではありません。精神的にも肉体的にも定期的なチェックとリフレッシュが必要となります。精神と肉体の健康は、何より自己管理が重要です。体調に異変を感じたり、精神的に不安を覚えたりした場合には、早め早めに必要な検査を受けて下さい。

## 大連滞在中の注意事項

### 1. 治安状況一般

大連は中国国内でも比較的治安が良いと言われておりますが、スリや置き引きといった窃盗事件及び住居や会社事務所などへの侵入盗難事件、車上荒らし、電信詐欺などの一般犯罪はやはり発生しており、中には殺人事件や強盗、傷害事件など凶悪犯罪と呼べる類いのものも含まれております。

また、在留邦人や旅行者が置き引きやスリによる被害(旅券や貴重品の盗難)、あるいはビジネスにまつわる各種トラブル(軟禁、暴行等)に巻き込まれた事例や深夜の盛り場でトラブルに巻き込まれ負傷する事例、マッサージ店での買春により当局による処罰、美人局により金品を

請求された事例も報告されています。

## 2. 在留邦人の犯罪被害の傾向及び被害事例

大連において日本人が被害に遭ったトラブルや犯罪事例は以下のとおりですが、特に被害が多いものとして注意すべき犯罪は、スリ、置き引きなどの窃盗事件です。これはバッグなどの荷物を身近に置いていなかった、身近に置いていたがつい目を離してしまった際に何者かによって持ち去られてしまったとの被害が報告されています。その他にも経済トラブルによる軟禁・暴行、各種詐欺被害、タクシー乗車時のトラブルなど犯罪被害は多様化する傾向にあります。

一方で、トラブルの主因が日本人であるケースもあります。例えば、買春、賭博、ビザ(査証)・居留許可の期限切れ、違法DVD(海賊版DVD)の持ち出し、無許可での未開放地域立ち入り等に対し行政処分を受けるといった事例があります。

さらに、**麻薬・覚醒剤の密輸容疑で日本人が逮捕され、実刑判決を受けた事例もあります。麻薬・覚醒剤犯罪に関して、中国は日本に比べ刑罰が大変重いので、直接的にも間接的にも同犯罪に荷担することのないように気をつけてください。**

麻薬等違法薬物犯罪に巻き込まれないためには、薬物に関係しているような怪しい人物とは関わらないように留意し、薬物使用等に関する誘いや、怪しい物品の保管、運搬の依頼は断固として断ることが大切です。

### 《過去に報告のあった具体的事例》

- 地下街、飲食店、デパート、ホテル等での置き引き・スリ被害  
(主な被害: 旅券、現金、貴金属・カメラ類)
- 暴漢による強盗傷害被害
- スリの現行犯を追跡した結果、同犯人から刺されて負傷した事案
- ホテルの部屋で来訪者を確認せずドアを開けたことによる強盗被害
- 夜間、盛り場でのトラブルが起因となる傷害事件
- タクシーや各商店などで買い物をした際、釣り銭等で偽札を渡された事案
- ホテル付近で声を掛けられた女性との買春容疑で拘留
- その他、税関トラブル、違法マッサージ店等での摘発など様々な被害があります。

## 3. 基本的な法律知識

海外で生活するにあたり、滞在国の法律についてある程度の知識が必要となります。「法律を知らなかった」というのは抗弁になりません。日頃から生活や仕事に関連する法律や法律知識を身につけることが大切です。以下は、外国人が中国に滞在する際に注意すべき法律を一部抜粋したものです。詳細は中国側各担当部署にお問い合わせください。

### (1) **旅券・居留証の携帯義務: 中華人民共和国出入境管理法**

- ① 中国に在留又は短期滞在する16歳以上の外国人は、必ず旅券又は国際旅行証もしくは停留・居留許可証を携帯し、公安機関の検査に備えなければならない。(法第38条)
- ② (①の違反に対しては) 警告を与え、2,000人民元以下の罰金を科すことができる。(法第76条)

### (2) **臨時宿泊先の登記: 中華人民共和国出入境管理法**

- ① 外国人が中国国内のホテルに宿泊する場合は、ホテルは規定に基づき、宿泊登記手続きを行わなければならない。外国人がホテル以外の住所に居住もしくは宿泊する場合は、入居(チェックイン)後24時間以内に本人もしくは宿泊先の者が、(管轄の派出所に)登記手続きを行わなければならない。(法第39条)
- ② (①の違反に対しては)警告を与え、2,000人民元以下の罰金を科すことができる。(法第76号)

### (3) 不法滞在:中華人民共和国出入境管理法、同国外国人入境出境管理条例

- ① 以下に挙げる状況が外国人の不法滞在にあたる。(条例第25条)
  - ア ビザ、停留・居留許可で規定された期限を越えて停留・居留している場合
  - イ ビザ免除で入国した外国人がビザ免除期限を超えて滞在し、かつ停留・居留許可手続きを行っていない場合
  - ウ 規定された停留・居留区域を超えて活動した場合
  - エ その他
- ② 不法に滞在した場合は、警告を与え、違反の程度が著しい場合は、不法滞在1日につき500人民元、総額1万人民元未満の罰金もしくは15日以下の拘留を科す。(法第78条)

### (4) 人民元及び外貨の持込・持出制限:外貨現金携帯持込持出管理暫定規定等

- ① 5,000ドル相当以上の外貨を中国に持ち込む場合には、税関に申告する必要がある。
- ② 中国国外への外貨の持出の上限は5,000ドル相当であり、規定された額以上の外貨を持ち出す場合には、銀行で外貨持出許可手続きを行い、税関に提出する必要がある。
- ③ 人民元の持込持出の上限額は2万人民元である。  
規定に違反した場合は、行政処分に科し、処分手続完了後に出入国を許可する。

### (5) 違法買春:治安管理处罰法

繁華街にあるカラオケ店やマッサージ店の中には買春や性的サービスを誘う店がありますが、これらは「治安管理处罰法」によって15日以下の拘留及び5,000元以下の罰金に処されるほか、国外退去処分を受け数年間中国への入国が禁止されるケースもあります。したがって、そのような行為に誘われてもはっきりと断ることが肝要です。

### (6) 「軍事禁区」、「軍事管理区」への立ち入り禁止:軍事施設保護法

- ① 軍事禁区と軍事管理区には(その区域が一般人にも軍事施設だとわかるよう)規定に基づいた標識を設置する。(法第9条)
- ② 以下の行為の1つをした者は、「中華人民共和国治安管理处罰法」第23条の処罰規定を適用する。(法第43条一部)
  - ア 軍事禁区や軍事管理区に違法に侵入し、制止を聞かなかった者。
  - イ 軍事禁区や軍事管理区に対し、撮影・録音・偵察・測量・描画・記述を違法に行い、制止を聞かなかった者。

### (7) いわゆる「スパイ行為」

中国では、「国家安全に危害を与える」とされる行為は、「刑法」、「反スパイ法」、「軍事施設保護法」、「測量法」等に基づき取調べの対象となり、国家安全部門に長期間の拘束を余儀なくされるのみならず、懲役などの刑罰を科されます。2014年に「反スパイ法」が制定されるなど、中国政府は、「国家安全」に関する立法や対策、取締り、宣伝を強化しています。「刑法」第110条には、スパイ組織に参加し、またはスパイ組織及びその代理人の任務を受け入れる行為をし、国の安全に危害を及ぼした者は、10年以上の有期懲役または無期懲役

に処する旨、「刑法」第111条には、国外の機構、組織または人員のために、国家秘密または情報を窃取し、探り出し、買収し、または不法に提供した者は、5年以上10年以下の有期懲役に処し、情状が特別に重大である場合には、10年以上の有期懲役または無期懲役に処する旨が規定されています。また、「刑法」第113条には、上記刑法第110条の罪や刑法第111条の罪等について、国及び人民に対する危害が特別に重大であり、または情状が特別に悪辣である場合には、死刑に処することができる旨規定されています。さらに「反スパイ法」第24条には、いずれの個人及び組織も、国家秘密に属する文書、資料その他の物品を不法に保有してはならないと定められています。中国当局が国家の安全に危害を加えるものとして邦人を拘束する場合に、いかなる行為が規制されるのかなど、いわゆる「スパイ行為」の定義は必ずしも明らかにされていませんが、以下の諸点に十分留意してください。

- ① 中国政府の国家秘密・情報を持ち出したり、国外の組織に国家秘密・情報を提供したりするのみならず、国家秘密・情報に属する文書等を何らかの手段で保有しただけで、「スパイ行為」とみなされ、厳罰に処されるおそれがあります。特に（手書きのものを含む）地図を所持しているだけで、その対象とみなされる可能性があります。さらに、最近の行為のみならず、過去に行った行為についても、調査の対象になりますので、注意が必要です。
- ② 「軍事禁区」や「軍事管理区」と表示された軍事施設は、軍事施設保護法により、許可なく立ち入ったり撮影したりすること等が禁止されていますので、特に注意する必要があります。
- ③ 無許可のまま国土調査等を行うことは違法です。GPS を用いた測量、温泉掘削などの地質調査、生態調査、考古学調査等に従事して地理情報を窃取すると、「国家安全に危害を与えた」として国家安全部門に拘束される可能性があります。そのほか、「統計法」では外国人による無許可の統計調査も禁止されており、学術的なサンプル調査（アンケート用紙配布等）を実施する場合などでも、調査行為が法律に抵触することがあるので、共同調査を実施する中国側機関（学校等）との十分な打合わせが必要です。活動内容が「調査」や中国人からの「情報収集」に該当する場合には細心の注意が必要です。

※ 詳細については、外務省「海外安全ホームページ」に掲載されている「危険情報」、「海外安全基礎データ」も参照してください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

## **(8) 写真撮影、政治活動、宗教活動、集会等**

「軍事関係の施設・設備、国境管理施設など」の一部の公的施設等では写真撮影が厳しく制限されており、逮捕に至らなくても当局から一時拘束され、撮影した写真を調べられ、削除を求められる事例が少なくありません。また、一般市民や少数民族等による街頭デモなどの政治活動を写真撮影していて、警察官から撮影データの削除をその場で求められたり、記憶媒体を取り上げられたりした例もあります。撮影した対象が国家機密に触れると判断された場合は重罪となりますので、決して興味本位でこれらの施設等を撮影しないようにしてください。スケッチも取締り対象になる可能性があります。なお、一部の博物館、美術館等では写真撮影が禁止されています。撮影可能な場所なのか事前によく確認しておくことが肝要です。

政治的と見なされる外国人の集会や行進、示威的な活動等を行うことは厳しく制限されています（「集会遊行示威法」等）。これらの活動に参加し、公安局等主管機関の関係法令等に違反した場合、活動の種類や程度によって処罰を受けます。単にビラを配布しただけでも、その記載内容が違法または犯罪と認定されれば、厳罰が科せられることとなります。

中国では外国人の宗教活動は厳しく制限されており、2018年に全面改正された「宗教事



務条例」や「外国人宗教活動管理規定」等の宗教関連法令の規定に基づき、外国人の宗教活動管理が厳格化されています。個人の「信教の自由」は認められているものの、中国政府の宗教当局から許可を受けていない外国人や外国の宗教団体が、独自に対外的な宗教活動を行うことは事実上困難です。非公認の宗教団体の活動、非公認場所での宗教活動、許可を得ていない外国人による宣教活動や集会等はすべて取締り対象となり、特に外国人が中国人に対して布教することを禁止しています。外国人が「違法宗教活動」に従事したとみなされると、当局に拘束され、拘留や強制退去処分を受ける場合があります。

中国では、集会の開催が厳格に規制されており、特に外国人による集会の開催は強く警戒されます。50人以上の集会の開催は公安局(派出所)への届出が必要であり、規模によっては公安の上級機関において集会の許可を取得する必要があります。さらに、政府の重要な会議の期間など、各地の警備強化期間には、集会の届出が受理されないこともあります。開催を予定している場合には、主催団体により、早めに公安局に届け出る必要があります。50人未満であっても、外国人が定期的に集まっているだけで監視対象となり、仮に中国の政治体制や社会秩序に反する活動(反政府集会、非合法宗教集会等)とみなされた場合には関連法令によって取締りの対象となるとされています。なお、中国においては、携帯電話やパソコンといった通信機器については、傍受や盗聴されている可能性もあることを認識し、また、WeChat等のSNSの他、電子メールのやり取りについても、同様な状況にあることを意識して利用してください。

## **防犯のための具体的注意事項**

住まい及び職場の管理体制、警備体制がどのようになっているか理解し点検したことがあるか、また警報装置、防火装置、非常階段、監視カメラ等が備わっているか、それら装置の使い方を知っているか等、常に防犯意識を高めることが基本です。

### **1. 住居・ホテル**

- (1) 外出時はもちろんのこと、在宅の時も必ず施錠する。
- (2) 来訪者が誰であるか、目的は何かを確認するまでドアを開けない。
- (3) 夜間の外出時には、明かりの一部をつけたままにすることも効果的。
- (4) 使用人は信頼できる人を雇う。また、使用人を雇い替える時は、カギの交換、増設を考える。
- (5) 家の戸締まりは使用人任せにせず、必ず自分で確認する。
- (6) 住まいの修理、工事にはできるだけ立ち会う。
- (7) 現金、貴重品は必ず家の中のカギのかかるところにしまう。
- (8) カギを紛失したらすぐに新しいものに取り替える。

### **2. 屋外**

- (1) 外出の際は家族や友人等に行き先を知らせ、1人での行動はなるべく避ける。
- (2) 中国では、風俗事犯に対する取締りは特に厳しく、買春は違法であり法律による処分の対象となる。また、賭博(パチンコ・パチスロ含む)も一切禁止されており、法律による処分の対象となる。
- (3) 大金を持ち歩かない。また、多額の現金を持ち歩いていると見られることは、自ら危険を招くようなもの。
- (4) かばん・バック類は抱えて持つなど、所持品はしっかり身につける。また、飲食店では、所持

品は常に目の届くところに置く、貴重品は必ず身につけるなどの注意が必要。

- (5) 人の目を引く服装や高価なアクセサリーをつけての外出は控える。
- (6) 見知らぬ人から親しげに声をかけられても相手にしない。(麻薬・覚醒剤、ワイセツ物品、骨董品らしきものの購入をすすめられることもあり得る。)
- (7) 運転手以外の人間が同乗しているタクシーに乗らない。また、タクシーに乗っていて、他の客を乗せようとしている運転手がいたら、断わるか、下車する。
- (8) タクシーの中では、所持品を手元から放さない。下車時に、落とし物をしていないか車内を確認する(特にポケットから財布や携帯電話が車内で落ちることが多い)。
- (9) 男女を問わず、深夜の外出は控える。また、夜間外出するときは、タクシー・自家用車を利用して移動する。特に冬季は夜間の人通りが少なくなるので、注意する。
- (10) 小さな子供を帯同して外出する際は手を離さないよう注意するとともに飲食時においても目を離さないよう十分に注意する。また、昼夜を問わず、子供だけで外出することがないよう十分に注意する。なお、やむを得ず外出する場合には携帯電話を持たせるなど連絡手段を確保する。
- (11) 車両盗難防止のため、走行中は勿論のこと、駐車中でもドアをロックし、窓を閉めておく。運転手がいるのであれば、車内で待機させるか、常に目の届くところにいてもらう。また、車内に物を置いたままにしない。車内に置く場合は面倒でもトランクに収納するなど車外から見えないところに置く。
- (12) 万が一、賊に襲われても抵抗せずに**先ず自身の安全を最優先する**。

### 3. 立ち入り禁止区域について

中国では、一部、外国人の立ち入りが制限される未解放区域があります。立ち入り禁止区域であることを知らずに入ってしまった場合でも、関係当局によって罰金、行政拘留、国外退去処分を受けることも想定されるため、中国国内を旅行する際には、事前のチェックが必要です。

特に、大連市旅順口区は、2009年11月、外国人入域規制が大幅に緩和されましたが、依然として外国人の立ち入りが禁止されている軍関連施設等も多いので、立ち入りの際には、次の注意を守るようお願いいたします。

- (1) 旅順口区への立ち入りには、旅順北路のほか、従来未解放であった旅順南路及び旅順中路も利用できる。
- (2) 旅順口区内で、軍が管理する施設以外は外国人に開放されているが、軍の管理する施設の中にも、軍港公園、南子弾倉、電岩砲台のように一般観光地と見分けが付きにくい場所もある。
- (3) これらの施設の判別は、個人では十分な対策が取りにくい。また、旅順口区は想定外の事態が発生する恐れもあり、安全確保の面からも個人観光は避け旅行会社等を通じて団体で観光する。

### 4. 交通事故対策

大連は経済発展に伴い自動車が増えている反面、道路の整備不良、信号機の未設置等ハード面の問題に加え、交通マナー面においても日本とは大きく異なり、大小様々な交通事故が頻繁に発生しています。青信号であっても周囲に警戒することが重要です。

自分で車を運転する場合は、とにかくスピードを出し過ぎないことが肝要です。自転車や歩行者の不意の飛び出しや直前横断は日常茶飯事ですし、車両の急停止、急な進路変更も当たり前ですので、運転には細心の注意が求められます。

また、タクシーなど他者が運転する車に乗る際も、助手席には座らないようにし、運転手がスピ

ードを出し過ぎていたり、荒っぽい運転をしていたりと感じる場合は、安全運転を求めて下さい。

なお、歩行者の立場で心がけたいこととして、車道を歩かない、横断歩道や歩道橋を利用して横断する、など基本的な点に加え夜間は明るめの服を着用したり、車両の流れをよく見極めたりすることも大切です。なお、大連では監視カメラによる交通違反の取り締まりが広範囲で行われているため、信号無視などしないように注意する必要があります。

### Ⅲ 緊急事態への対応

#### 1. 緊急事態に対する日頃からの備え

平素から最悪を想定して情報の入手から避難に至るまで自分を守るための心構えが大事であり、次の準備等を実行しましょう。

- (1) 在留届、帰国（転出）届の提出（所在、連絡先、安否確認の重要な手がかりとなる）
- (2) 食料品の備蓄（家族が3日間程度生活出来る食糧、飲料水、燃料他）
- (3) 医薬品、衣類他の携行品の準備
- (4) 携帯電話、乾電池式短波ラジオの所持
- (5) パスポートの管理（残存有効期間の確認及び旅券の最終項の「所持人記入欄」への記載をするとともに、下段に血液型を記入する。）
- (6) 現金（家族が10日間程度生活出来る額を別途に準備）、クレジットカードの所持
- (7) 情報入手手段の確認（事件が発生した場合にどのように情報を入手するか事前に確認）

#### 2. 緊急事態が発生した場合の対応

- (1) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応

**正確な情報を入手して状況を正しく把握するとともに、流言飛語に惑わされたりすることなく、冷静に行動しましょう。また、邦人相互間で緊密な連絡をとり、情報の共有に努めてください。**

（海外での情報収集には、「NHKワールド・ラジオ日本も有益です。→<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/>）

緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、在大連領事事務所は在留邦人（大連日本商工会、日本人学校、主要ホテル、旅行会社、航空会社等）との緊密な連携を保ちつつ、在留邦人向けEメールや、在大連領事事務所ホームページ等により情報を随時提供し、必要な対応や措置について連絡します。

なお、日本政府から退避勧告があった場合は、これに従ってなるべく早く退避、引き揚げを行ってください。外務省は、原則として一般商用機が運行されている間に退避勧告を発送しますので、一般商用機で退避するよう努めてください。また、事態が逼迫して、在大連領事事務所から退避又は引き揚げのための集結の連絡があった場合は、示された集結場所のうち、最寄りの場所に集結してください。

- (2) 緊急事態発生時における当館の対応

緊急事態が発生し、または発生する蓋然性が高まった場合は、当館在大連領事事務所長を本部長とする対策本部を設置して、緊急事態の状況に応じた対応を行うことになっています。具体的には、関連情報の収集と提供、在留邦人の安否確認を含めた援護業務、国外退避を必要とする場合の支援など多岐に亘りますが、これらの対応は、外務省や近隣公館との連携のもとで実施します。

### 3. 緊急連絡先

不幸にして事件・事故に巻き込まれた場合は、直ちに最寄りの公安局(派出所等)に通報するとともに、家族、会社関係者や当事務所(24時間対応:電話8370-4077)にも連絡し相談してください。

パスポートを盗難・紛失した場合は、公安局に届け出、紛失証明書の発行を受けた後、当事務所での手続き(パスポートの発給或いは帰国のための渡航書の発給)が必要となります。また、パスポート・居留許可といった身分関係書類などは、万が一に備え予めコピーをとっておくと便利です。

#### 《当館連絡先》

在瀋陽日本国総領事館在大連領事事務所

電話:8370-4077(24時間対応)

日本から電話の場合

86(中国国番号)-411(大連市外局番)-8370-4077

住所:大連市西崗区中山路147号 申貿大廈3F

#### 《当地各機関連絡先》

・警察 110 (公安局通報センター)【中国語のみ】

24時間体制で通報を受付、各区域で巡回中のパトカーへ指示するシステムになっている。

・交通事故 122 【中国語のみ】

・消防 119 【中国語のみ】

・救急 120 【中国語のみ、有料】

・大連市公安局出入境管理局

(管轄地:市内4区、旅順口区、瓦房店市、普蘭店市、庄河市、長海県)

電話:8676-6108 (査証・居留許可・パスポート紛失証明)【中国語・英語可】

住所:大連市甘井子区東北北路101号公共行政服務中心3楼B区

・大連市公安局出入境管理局開発区総合科

(管轄地:開発区・保稅区・金州区)

電話:8761-8304 (査証・居留許可・パスポート紛失証明)【中国語のみ】

住所:大連經濟技術開發区金馬路197号開發区管理委員会西側行政服務中心 2楼

・大連市公安局出入境管理局高新園區総合科

(管轄地:高新園區)

電話:8479-1249(査証・居留許可・パスポート紛失証明)【中国語のみ】

住所:大連高新園區高新街1号行政服務中心2楼

#### 《その他連絡先リスト》

<https://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/files/100191482.pdf>